

令和 7 年 4 月 23 日

各医療機関の長 様

広島市長 松 井 一 實
(健康福祉局健康推進課)

広島市感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について（依頼）

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、広島市感染症発生動向調査事業については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び同法に基づき国が定めた「感染症発生動向調査事業実施要綱（以下「国要綱」という。）」並びに「広島市感染症発生動向調査事業実施要綱（以下「市要綱」という。）」により実施しているところです。

この度、令和 7 年 4 月 7 日の国要綱の改正に伴い、市要綱を改正し、同日から適用することとしましたので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

（主な改正内容）

- 「急性呼吸器感染症（既に五類感染症として位置づけられている急性呼吸器感染症については、重複となるため除く。）」を五類感染症に追加し、定点把握の対象とした。

※：既に五類感染症として位置付けられている呼吸器感染症

インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、新型コロナウイルス感染症、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎

- 指定提出機関による検体等の提出の対象となる五類感染症に、現在対象とされていない急性呼吸器感染症を追加した。

※ 改正後全文につきましては、本市ホームページに掲載しております。

<URL>

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/eisei/1003071/1011229.html>

広島市ホームページ ページ番号 **1011229**

ホームページ
QR コード



健康推進課保健予防係
担 当：高橋
T E L：082-504-2882